

(公の施設の使用)

誓 約 書

太子町暴力団排除条例（平成25年条例第7号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、太子町教育委員会がこの誓約書写し（裏面の役員一覧表を含む。）を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、太子町教育委員会が警察署長に下記1に関して意見照会すること及び警察署長から得た情報を太子町の他の事務又は事業において暴力団を利用することとならないように利用することについて同意します。

記

- 1 暴力団（条例第2条第1号に規定する「暴力団」をいう。次項において同じ。）若しくは暴力団員（条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。）又は暴力団密接関係者（条例第2条第3号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）に該当しないこと。
- 2 申請に係る公の施設の使用は、暴力団を利用することとなる使用でないこと（第三者に使用させようとする場合にあっては、上記1に該当する者をその使用者とするものではないこと。）。
- 3 上記1及び2に違反したときには、許可の取消しその他の太子町教育委員会が行う一切の措置について異議を述べないこと。

年 月 日

太子町教育委員会 様

住 所
(所在地)

氏 名

法 人 名

代表者名

※ 氏名若しくは代表者名は自署してください。

法人等の場合は、裏面に役員一覧表がありますので、必要事項を記載してください。

太子町暴力団排除条例（平成25年条例第7号） 抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (イ) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (イ)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(以下省略)

(公の施設の使用)

役 員 一 覧 表

【記載方法】

- ① 役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、申請者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。）又はその支店若しくは事務所の代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

[illegible]